



フランス第五共和制における公職兼任制度

| | |
|-------------|---|
| 著者 | 久邇, 良子 |
| 雑誌名 | 東京学芸大学紀要. 人文社会科学系. II |
| 巻 | 73 |
| ページ | 147-157 |
| 発行年 | 2022-01-31 |
| その他の言語のタイトル | The Accumulation of Mandates in the Fifth Republic of France |
| URL | http://hdl.handle.net/2309/00173541 |

フランス第五共和制における公職兼任制度

久 邇 良 子*

法学・政治学分野

(2021年9月15日受理)

要 旨

フランスでは、中央と地方の政府間での公職の兼任が、1985年12月30日に「公職兼任制限法」が制定されるまで殆ど無制限に容認されてきた。フランスの選挙法は、同一または同レベルにある公職の兼任を禁止しているが、異なったレベルにまたがる兼職については明文化された規則はなかった。公職への再選回数に制限がなかったフランスでは、複数の公職を兼任している者たちによる公職の独占状況が長期間に及ぶことになる。フランスの公職兼任の慣習は、少数エリートによる政治権力の独占、政治に参加可能な層の固定化、政治活動の専門化、職務遂行の不十分性、政治責任の不明確化など負の側面をもつ。しかし一方で、この慣習は選挙を通して国民から正当性を付与され、脆弱な地方の政党組織に代わって、地元の名望家が地元の声を中央の政策過程に直接届けるといふ、フランスの中央集権体制の中で不可欠な役割も果たしてきた。

1981年にスタートしたミッテラン社会党政権は、政策形成過程に直接関与する階層の拡大と、中央の議員職と市長を兼任する少数の地方の名望家達によって専有されてきた公職ポストへの就任の可能性を拡大し、地方民主主義を促進する目的から、公職の兼任を制限する法律を1985年12月30日に成立させた。それから2回、公職の兼任の制限に関わる法律が制定され、兼任できる公職の数、範囲ともに制限が強化されていった。しかし、閣僚と地方の公職全般との兼任ならびに中央の議会議員と地方の行政職（市長、県議会議長および地域圏議会議長、市町村間協力組織の議会議長など）との兼任については、制限対象リストから外され続け、ようやく後者については前オランド社会党政権下で禁止されることになった。閣僚と地方の公職の兼任については、未だ制限されていない。

本稿では、フランスの公職兼任の制度化ならびに制度改革の過程を通して、第五共和制の下、公職兼任制度が中央集権体制の政治過程で特異に合理化され、中央と地方の政府間で独特の力学的均衡機能を果たしてきた実態を明らかにする。

キーワード：フランス、第五共和制、公職の兼任、公職の多選、フランソワ・オランド

はじめに

フランスでは同一人物が、中央、地方¹⁾にかかわらず複数の公職を兼任することが伝統的な慣行であった。公職兼任は欧州各国に少なからず見られる現象²⁾ではあるが、公職の兼任がフランスほどの規模と範囲をもって、さらには組織的に政治社会に定着している

国は他にみられない³⁾。中央と地方の公職の兼任が幅広く容認され、慣習化されてきた事実こそが、フランスの中央政府と地方政府の関係を特徴付けてきた。

フランスにおける公職兼任の慣習の歴史は古い。1824年の時点で、フランスの最大都市50の市長のうち10人がすでに下院議員を兼任していた。この数は第三・第四共和制下で着実に増大し、1954年には21

* 東京学芸大学 社会科学講座 法学・政治学分野 (184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1)

人と2倍になっていた。1958年に第五共和制がスタートした時点で、下院議員で複数の公職を兼任している者の割合は49%だったが、この割合は30年後の1988年には96%、40年後の98年には92%と、9割を超えるまでになった⁴⁾。

公職兼任の慣習の是非について、フランス国内においても賛否両論がある。主に保守系、右寄りの政治家は、国会議員が地方の公職を兼任することにより、中央レベルでの意思決定に地方の意思が効率的に反映される点を主張する。第五共和制は、それまでの議会中心主義の体制を大転換し、中央の政治・行政システムにおける立法府の権限、機能が大幅に制約された、行政府優位の体制である。地方で市長を務める地方の名望家たちが中央レベルの議員を兼任することによって地方の利害が表出され、フランスに特異な議会および政党の地方基盤の弱体性が補完されてきた点を強調して、賛成派は公職兼任の慣習を「フランスの政治システムの鍵をなす要素の一つ」として擁護する⁵⁾。その一方で、革新系、左寄りの政治家たちの中には、公職兼任を通して地方の利害が中央に表出される実質的効果について疑問視する者が多い。地方分権を求める声が高まる中、地方の公職の職務が量的に増大し、また質的に複雑化、専門化しているために、同一人物が地方の公職と同時に国会議員の職責を十分に果たすことが物理的に不可能となり、国会審議を欠席せざるを得ない現実を指摘する⁶⁾。反対派は、公職兼任を全面的に禁止し、意思決定に関わる層を刷新し、政治の腐敗を防止することができる結果、真の地方自治が可能になると主張する⁷⁾。ジョルジュ・ポンピドゥ (Georges Pompidou) 政権下で地方分権化に関する報告書を作成した元法相のアラン・ペイレフィット (Allain Peyrefitte) 氏は、フランスにおける公職兼任を「天害 (fléau)」と表現し「兼任の慣習が続く限り、フランスに真の地方分権は実現しないであろう」と述べていた⁸⁾。

フランスにおいて、公職兼任の慣習は1985年12月30日の法律制定まで殆ど無制限に容認されてきた。第三・第四共和制憲法には、公職兼任に関する規制条項はない。1940年7月10日に成立したヴィシー政府が作成した憲法草案第5部第40条に、現在の地域圏に相当するプロヴァンス議会の議員と国会議員との兼職を禁止する条項が含まれていた。しかし、1958年10月4日に制定された第五共和制憲法には、この規定は盛り込まれなかった。第五共和制憲法では、第23条に国会議員と閣僚の兼任禁止が規定されているが、それ以外の公職兼任禁止規定はない。一方で、フランスの選挙法は、同一または同レベルにある公職の

兼任、いわゆる水平的兼職を禁止している。1927年7月12日に制定された選挙法が、上院議員と下院議員(137条)、国会議員と経済社会評議会または憲法評議会の委員(139条)との兼職禁止を規定している。しかし、中央と地方、または地方の異なったレベルにまたがる垂直的兼職については、明文化された規則が長らく存在しなかった。

第五共和制に入り、公職兼任は「法的に禁止されない限り、政治的には義務である」⁹⁾といわれるほどにまでフランスの政治社会に定着していったが、その一方でこの慣習がもたらす負の側面からその制限を求める声も高まっていった。しかし、9割もの下院議員が複数の地方の公職を兼任している中、その制限の法制化は簡単ではなかった。第五共和制第三代大統領を務めたヴァレリー・ジスカール・デスタン (Valéry Giscard d'Estaing) 氏も大統領在任中(1974年から1981年まで)に公職兼任を制限する法案を議会に提出し、大統領与党のフランス民主連合(UDF)と社会党(PS)の賛成をとりつけたものの、立法化までは至らなかった。公職兼任に関する法制度の整備は、1981年からスタートしたミッテラン社会党政権下でようやく始まる。

筆者は、フランスの中央対地方の政府間関係を研究する中で、公職兼任の慣行が、中央集権体制の政治過程で特異に合理化されて、独特の力学的均衡機能を果たしているために、制限が強化されることはあっても、その全面的否定や廃止は考えにくいと予測してきた。

小稿では、第五共和制下で拡大してきた公職兼任の慣習の背景を探った上で、これまで実施されてきた、1985年、2000年、2014年の公職兼任の制度化、制度改革の動きについて概観する。1985年に制定された公職兼任に関する最初の法的枠組み、「公職兼任制限法」に盛り込まれなかった制限事項は、その後二つの新たな制限法(2000年4月5日法と2014年2月14日法)により法制化されていった。1985年当初想定された公職兼任の抜本的改革はフランスの伝統的な政治的抵抗勢力に阻まれ続け、特に公職兼任の中核をなす市長と国会議員の兼任禁止が法制化されるまでには、実に30年近い歳月を要した。

1. フランスにおける公職兼任

フランスの公職兼任の慣習は、有権者により選挙という手段で同一人物の兼職が容認、要望されながら、存続、発展してきた。公職兼任が1985年12月30日の

法律制定まで制限されず、フランスの政治文化の一つの特徴となった背景には、フランスの政治・行政システムの中に、この慣行を維持、促進させるいくつかの諸要素が存在したからである。以下に、中央集権体制、地方の政党組織、上院の構成の三つの要素から考察する。

1. 1 中央集権体制と公職兼任

フランスでは、単一不可分という原則の下、伝統的なジャコバン主義の考え方に基づく国家理念が、平等主義、画一主義に対する国民の信奉とともに、中央集権的国家体制を支え続けてきた¹⁰⁾。フランスの伝統的な行政システムにおいて、地方に対する中央政府の統制や干渉はあり得たが、その一方で「ジャコバン主義」の中央集権国家は「馴致されたジャコバン主義」(jacobinisme apprivoisé)¹¹⁾と表現されるほど、非中央集権的様相をも呈していた¹²⁾。その一つが公職兼任の幅広い慣習だった。地方の名望家である市長が、中央の議会議員を兼任することにより、市長の有する地方の権力は、下院の立法過程に影響力を及ぼしてきた。また上院でも市長を兼務してきた多くの議員が、地方レベルの制度的・地域的現状をかたくなに擁護してきた。中央集権体制の存在ゆえに、公職兼任の慣習が地方の意思を中央に伝達し、過度の中央への権力の集中を阻む機能を果たしてきた。またこの慣習を通して、地方は中央の権力の再配分の恩恵を受け、中央は地方直結の政治回路で国民の支持を取り付けながらその権力を強化してきた。

このようにフランスにおける公職兼任は、中央集権国家体制によって発達してきたもので、国家に対する地方の依存を強化しているが、それは同時にまた地方の意思が中央政府の意思決定の中に取り込まれ、影響を与えることを保証してきた。公職兼任は、中央集権体制に対する「解毒剤」¹³⁾であり、不完全な地方分権体制を補足するために「必要な便法」¹⁴⁾であった。

1. 2 地方政党組織と公職兼任

フランスにおける地方政党の組織力の欠如も、公職

兼任の慣習を後押ししてきた¹⁵⁾。地方選挙において、有能な人物の採用、候補者の推薦、選挙資金集めなど、本来であれば政党の地方支部で行われるべき選挙関連の業務の大部分が、フランスでは、長らく地方の名望家によって管理、実施されてきた。政党側が独自の判断で有能な人物に立候補の機会を提供できるような地方の公職数が制約され、党の選挙戦略を定める能力を求められないことから、地方政党組織は、選挙を通して組織力を高めるインセンティブを欠いてきた。

1970年代になってはじめて、全国的政党組織が、地方の政治権力の掌握があつてはじめて国家権力獲得につながることを認識して、その対策を取り始めた。1970年代に当時野党だった社会党が地方で勢力拡大を図ったことが、第五共和制における社会党による最初の政権獲得につながった。

表1は、1978年および1988年の下院選挙で当選した議員が、立候補した際就いていた地方の公職数を主要政党別に示したものである。この表からも明らかのように、当時の左派、右派関係なく、どの主要政党にとっても、複数の地方の公職の兼任が下院議員の立候補への切り札となっており、1978年と比較して1988年には、地方の公職を兼務していない、つまり地方における地盤を持たずに下院に選出された議員数が目立って減少している。

1. 3 上院の構成と公職兼任

フランスの議会は二院制をとる。第五共和制憲法第24条の規定により、下院は国民による直接選挙によって構成されるが、上院は「地方団体の代表」とされ、地方議員を主な選挙人とする間接選挙により、県単位で選出される。選挙人団は、それぞれの県選出の下院議員、地域圏議会議員、県議会議員および市町村議会議員で構成される。約16,200人の選挙人の95%近くを市町村議会議員が占めていることから、上院は主にフランスの市町村の利害を代表していることになる¹⁶⁾。

フランスの政治学者イヴ・メニ (Yves Mény) は、フランスの上院について次のように述べている。「上院議

表1 1978年3月及び1988年6月に選出された下院議員の主要政党別兼職状況

| 政党 | 共産党 | | 社会党 | | 仏民主連合 | | 共和国連合 | | 合計 | |
|----------------|------|------|------|------|-------|------|-------|------|------|------|
| | 1978 | 1988 | 1978 | 1988 | 1978 | 1988 | 1978 | 1988 | 1978 | 1988 |
| 保有議席数 | 87 | 24 | 112 | 268 | 112 | 128 | 143 | 129 | | |
| 3つ以上の地方公職兼任の割合 | 17.2 | 16.6 | 36.6 | 30.9 | 13.1 | 42.1 | 14.7 | 34.1 | 20.2 | 33.7 |
| 2つの地方公職兼任の割合 | 41.4 | 78.8 | 27.6 | 44.7 | 33.6 | 39 | 43.4 | 43.4 | 36.5 | 42.2 |
| 1つの地方公職兼任の割合 | 28.7 | 8.3 | 27.6 | 20.5 | 31 | 16.4 | 22.6 | 19.3 | 28.5 | 18.6 |
| 地方公職兼任なしの割合 | 12.6 | 4.1 | 8.1 | 3.7 | 22.2 | 2.4 | 15.3 | 3.1 | 14.7 | 3 |

出典：Etienne Criquei, "Les carrières des élites politiques locales", *Revue politique et parlementaire*, PUF, mars/avril 1990, p.46.

員の選出方法により、上院はフランスで最も強力なロビー団体の一つの権化となり、地方の政治行政システムに関わる全ての改革を妨害する機関となった。」¹⁷⁾

上院での法案の審議が、市町村の利害を代表する立場にある市町村議会議員が多数を占めるメンバーによって実施されるのであれば、その利害に不利益を与えるような改革案の成立は常に難しい。公職兼任を制限する法案も、下院を通過しても上院で大幅に修正され、当初案が骨抜きにされてきた。特に、国会議員と市長をはじめとする地方の行政職との兼任に制限を加える、または完全に禁止する法案については、上院での猛反発が当然ながら予想された。

2. 公職兼任の制度化

フランスの政治社会に広く根付いた公職兼任の慣習の法的規制に最初に踏み切ったのが、第五共和制第四代大統領のフランソワ・ミッテラン (François Mitterrand) 氏である。彼は、1981年に政権に就いた直後に、公約に掲げた地方制度改革に着手した。1982年3月2日に制定された「市町村、県および地域圏の権利と自由に関する法律」(地方分権法)を皮切りに、一連の地方制度改革が実施された。その中には、フランスの中央集権体制の要であった県知事が有していた執行権の県議会議長への移譲、広域自治体である地域圏の完全自治体化、中央政府と地方政府間の事務権限の再配分、地方財政制度改革とならんで、公職兼任の制度化が含まれていた。

2. 1 1985年12月30日法

ミッテラン政権は、少数の地方の名望家によって従来専有されてきた公職への就任の可能性を広げ、政策形成過程に直接関与する階層を拡大し、地方民主主義を促進する目的で、公職兼任の制限にふみきった。1985年12月30日に制定された国会議員による公職兼任制限に関する二つの法律 (Loi organique n° 85-1405 du 30 décembre 1985 tendant à la limitation du cumul des mandats électoraux et des fonctions électives par les parlementaires, Loi n° 85-1406 du 30 décembre 1985 tendant à limiter le cumul des mandats électoraux et des fonctions électives) は、従来の選挙法の一部を改正するもので、フランスにおける公職の兼任は、はじめて法の制限を受けることとなった。それまで何の制限も受けてこなかった公職の兼任は、以下の公職については、2つまでに制限されることになった。下院または上院の議員、欧州議会議員、地域圏および県議会議員、パリ市議会議員、パリを除く人口2万人

以上の市町村の市長、パリ以外の人口10万人以上の市町村の助役。さらにこれらの公職の中で、同法施行時に2つ以上の職を兼任している国会議員は、それぞれの兼任職の任期満了後は、次の新たな兼任の機会を与える選挙で当選後15日以内に、いずれかの職を選択してもう一方を辞さなければならなくなった¹⁸⁾。

2. 2 1985年12月30日法の限界

公職兼任制限法に期待されていたのは、従来地方の名望家たちに独占されていた、地方の行政職、議員職の刷新およびその占有者層の拡大だった。しかし、同法の成果は限定的なものとなった。

同法により制限対象となった公職の数は、9,000強であった。(下院577, 上院322, 欧州議会81, 地域圏議会1,840, 県議会5,312, パリ市議会163, 人口2万人以上の市町村議会386, 人口1万人以上の市町村議会702) この数は、公職兼任制限法の影響を受ける地方の名望家が、公職者全体の5%にも及ばないことを意味した。これは、当初の政府案で人口9千人以上の市町村の市長職が兼職の制限を受けることになっていたものが、上院での審議の過程で、その対象が人口2万人以上の市町村に引き上げられたことに起因する¹⁹⁾。

1988年から89年にかけて行われた中央および地方の選挙後、それまで兼任されていた約230の地方レベルの公職が離職の対象となった。(1988年6月の下院議会選挙後145議席, 1988年9月, 10月の県議会選挙後39議席, 1989年3月の市町村議会選挙後43議席)。しかしこの数は、地方議会の全議席の3%に満たない。1988年に選出された下院議員の場合だけを見ても、全体で812の地方の議員職と市長職のうちの142, すなわち約17%の公職しか断念されていなかった²⁰⁾。

表2は1988年から1989年に実施された選挙後、断念された公職数を示したものである。公職兼任制限法を受けて、市長職と比較して県議会議員職および地域圏議会議員職を離れる者が多かったことがわかる。

公職兼任制限法は、5つ、6つもの公職を兼任する形態を消滅させることにはなったが、伝統的な公職兼任の慣習を条件付きながら容認することになった。公職兼任をめぐる制限法が制定されてから12年後の1997年の下院選挙後の下院議員の地方の公職の兼任状況を見ると、下院議員の3割が3つの公職を兼任し、2つの公職を兼務している議員は、54.6%にまで増大していた²¹⁾。

さらに1998年の国会議員の兼職状況を、地方で兼任している公職別に見ると表3のようになる。下院議員の約8割、上院議員の約7割が市町村議会議員を兼

表2 1988～1989年実施の選挙後断念された公職数

| | 下院選挙 (1988年6月) | 県議会選挙 (1988年9, 10月) | 市町村議会選挙 (1989年3月) | 欧州議会選挙 (1989年6月) | 上院選挙 (1989年9月) |
|-----------------|-------------------|------------------------|----------------------|---------------------|-------------------|
| 下院議員 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 欧州議会議員 | 3 | 2 | 1 | 4 | 0 |
| 地域圏議会議員 | 82 | 29 | 27 | 4 | 16 |
| 県議会議員 | 65 | 1 | 28 | 1 | 5 |
| 人口2万人以上の市町村の市長 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 人口10万人以上の市町村の助役 | 9 | 8 | 2 | 0 | 1 |

出典：Albert Mabileau, "Le cumul des mandats", *Regards sur l'actualité*, mars 1991, no.169, p.28.

表3 1998年の国会議員の兼職状況

| | 下院議員 | | 上院議員 | |
|---------|------|----|-------|----|
| | 575* | % | 319** | % |
| 市町村議会議員 | 474 | 82 | 217 | 68 |
| 市長 | 318 | 55 | 149 | 47 |
| 県議会議員 | 205 | 36 | 139 | 44 |
| 県議会議長 | 15 | 3 | 35 | 11 |
| 地域圏議会議員 | 63 | 11 | 23 | 7 |
| 地域圏議会議長 | 14 | 2 | 4 | 1 |
| 欧州議会議員 | 2 | - | 0 | - |

*1998年4月28日の時点で2議席空席。

**1998年5月19日の時点で2議席空席。

出典：Bernard Roman, Rapport fait au nom de la commission des Lois constitutionnelles, de la Législation et de l'Administration Générale de la République sur les projets de lois organique et ordinaire limitant le cumul des mandats électoraux et fonctions électives, *Journal Officiel*, Doc. Parl., AN, no.909, 20 mai, 1998, pp.11-12.

務しており、上院、下院議員ともに市長を兼任している者の割合は、それぞれ5割前後である。

人口2万人に満たない市町村の市長は公職兼任制限法の適用対象外であったため、国会議員は勿論のこと、地方議会の議員も従来通り兼任することが可能であった。この実態を受けて、その後さらに踏み込んだ公職兼任制度改革を試みたのが、1997年に保守党政権下で誕生した社会党のリオネル・ジョスパン (Lionel Jospin) 内閣だった。

3. 公職兼任制度改革

1995年5月に行われた大統領選挙の決選投票で、ジャック・シラク (Jacques Chirac 共和国連合：RPR) 候補に僅差で敗れた (シラク：52.6%, ジョスパン：47.36%) ジョスパン社会党候補は、大統領選挙運動中から、新たな公職兼任制度改革の必要性を訴えていた。ジョスパン候補の選挙公約には、公職兼任制度改革について次のように言及されていた。「改革は、下院議員と地方における行政職との兼職の禁止についても同様になされなければならない。その理由は、国会議員による審議欠席がフランス国民を失望さ

せ、兼職がこの状況を促進させているからである。」

²²⁾ 以下では、1985年12月30日法によってできた公職兼任制度が、制限対象を少しずつ拡大していく形で改革されていく様相を概観する。

3. 1 ジョスパン内閣による公職兼任制度改革

大統領選挙から2年後の1997年5月に行われた下院選挙で社会党が勝利し、フランスの議会多数党は、保守党から社会党へと移り、シラク大統領の下で初の保守共存内閣が発足し、首相となったジョスパン氏は、温めてきた新たな公職兼任制度改革を主導する機会を得た。

1997年6月19日の下院での施政方針演説の中で、ジョスパン首相は次のように述べて、公職兼任制度改革の必要性を訴えた。「フランス人は、自分たちの代表者が自分たちの職に専念することを望んでいる。政治や政治を行う人々に対するフランス国民の信用を取り戻す必要がある。そのために、公職兼任を厳しく制限することが一つの優先事項になるのである。」²³⁾

さらに彼は、入閣した閣僚たちに対して、当時兼任している市長職を断念するよう求めた。この慣行は、ジョスパン内閣以降、サルコジ政権をのぞいて、現マ

クロン政権に至る全ての内閣の閣僚に適用されてきた。

ジョスパン首相が1998年2月11日に明らかにした三つの法案は、次の組み合わせによる公職の兼任禁止を中心とするものであった²⁴⁾。

- ・閣僚と地方の行政職（市長，県議会議員，地域圏議会議員）との兼任禁止
- ・国会議員と欧州議会議員および国会議員と地方の行政職との兼任禁止
- ・地方行政職間，すなわち市長と地域圏議会議員，市長と県議会議員，または地域圏議会議員と県議会議員との兼任の禁止。

しかし，2000年4月5日に制定された二つの法律（議員職間の非両立性に関する組織法と議員職とそれ以外の公職の兼任に関する制限とそれらの行使条件に関する普通法：Loi organique n° 2000-294 du 5 avril 2000 relative aux incompatibilités entre mandats électoraux, Loi n° 2000-295 du 5 avril 2000 relative à la limitation du cumul des mandats électoraux et des fonctions et à leurs conditions d'exercice）には，ジョスパン首相が最も重視していた改革案は盛り込まれなかった。閣僚と地方の公職との兼任禁止は，憲法の改正を必要とするとして国会審議にさえ持ち込まれず，一方で国会議員と地方の行政職との兼任禁止も，上院の審議の過程で兼任禁止の対象リストから削除された。

結果的に，上下両院の国会議員は，地域圏議会，県議会，パリ市議会，コルシカ行政委員会および人口3,500人以上の市町村議会の議員職のうち一つしか兼職できないことになった。国会議員と地方の行政職の兼任については，地域圏議会議員および副議長，県議会議員および副議長，人口3,500人以上の市町村議会の市長，助役のうち一つの公職とは兼職可能であった。すなわち，国会議員は，人口3,500人に満たない市町村の議会議員，市長，助役ならびに市町村間協力組織の議会議員，議長，副議長については，3つ目の公職として兼任することが可能になった。フランスの基礎的自治体である市町村の数は約35,000²⁵⁾存在する。その中で，人口が3,500人以上の市町村が，全体の9%²⁶⁾であることを考えると，2000年の公職兼任制度改革もまた，公職兼任の中核である国会議員と市長との兼任に大きな影響を与えることにはならなかったといえよう。

さらに市町村間協力組織の議会のポストは，上院の審議過程で制限される公職の対象から外された。35,000近くあるフランスの市町村では，合併が進まず，そのことに対する代替手段として導入された市町

村間の協力組織が種類，数ともに増えていった²⁷⁾。

3. 2 オランダ政権下の公職兼任制度改革

2012年5月に実施された大統領選挙の決選投票で，現職のニコラ・サルコジ（Nicolas Sarkozy 国民運動連合：UMP²⁸⁾）候補をやぶったフランソワ・オランダ（François Hollande 社会党）候補もまた，選挙公約の一つに，国会の権限と機能強化を挙げる中（60の公約中の48番目）で，国会議員の公職兼任の禁止に言及していた²⁹⁾。

オランダ大統領は公約の実現に向けて，2012年7月に政治倫理刷新委員会（Commission de rénovation et de déontologie de la vie publique）を設置し，その委員長にジョスパン元首相を任命した。ジョスパン委員長はシラク保守党政権下で首相として主導した公職兼任制度改革に続き，改めて，しかし今回は社会党政権下での制度改革の枠組み作りを任された。この委員会は，憲法のみならず，組織法，普通法の改正が必要とされる政治・行政改革の提案を行うものとされた。同委員会から2012年11月に提出された報告書は『民主的復活のために』（Pour un renouveau démocratique）と題され，国会の機能強化，行政府の機動性の強化，地方公選職の重要性に対する再認識，さらには，中央レベル，地方レベル双方における議員の刷新，特に女性の政治参加の促進について提言した。同委員会は，提言を実現するため，国会議員の地方の公職兼任に対して厳しい制限を加える必要性を訴えた。前回の改革で上院の反発により骨抜きにされてしまった公職兼任の制限強化が報告書に再び盛り込まれたのは当然のことといえよう。フランスにおける公職兼任の古い慣習から脱却することが，第五共和制の諸制度がより良い形で機能し，同時に有権者の政治家に対する信頼を高めることが期待できるとし，公職兼任制度改革が今日の政治を刷新する試金石になると結論付けた³⁰⁾。

ジョスパン委員会は，公職兼任の制限について次の二つの提言を行った。まず一つ目の提言では，閣僚と地方の全ての公職との兼任禁止が打ち出された。そのために，憲法23条の改正を提案している。この提言を行った理由として同委員会は次の二つを挙げた。第一に，すべての地方の公職は専念されるべきものであって，他のいかなる職と兼任できるものではないとした³¹⁾。議会の議員職は，審議への積極的な参加，審議事項の事前準備，そして議会内の様々な委員会の仕事への貢献が求められるものであって，閣僚の仕事との兼職は考えられないほどの重責を伴う。さらに地方の公職をこなすためには，物理的にパリを離れなけれ

ばならず、このこと自体、閣僚との兼職を難しくするとした。また地方の公職を兼任している閣僚による中央レベルでの政治決定が、地元の利害への配慮に影響を受け得るといった印象をもたれないようにすることも重要であるとした³²⁾。

二つ目の提言は、国会議員と地方の公職兼任制限の強化についてであった。ジョスパン委員会は、公職兼任の慣習が定着している現状を鑑み、唐突に法律により国会議員と地方の公職兼任を全面的に禁止することは現実的ではないとし、国会議員の兼任禁止対象に地方の行政職を加えた。すなわち、国会議員が兼任できる地方の公職は、行政職以外一つのみに限られることになる。兼任禁止の対象となる地方の行政職には、市長、区長、県議会議員、地域圏議会議員のみならず、助役、副議長も含まれる。また市町村間協力組織の議会議員、それ以外にも市町村間協力組織の議会議員、各種行政委員会委員なども例外ではない³³⁾。

この報告書が作成された2012年の国会議員の兼職状況は以下の通りである。下院では、577人の議員の82%にあたる476人が、また上院については、348人の議員の77%にあたる267人が地方の公職を兼任していた。地方の行政職を兼任している国会議員は、下院では全体の59%にあたる340人、また上院については全体の58%にあたる202人であった。地方の行政職の中でも、市長、県議会議員、地域圏議会議員に限定しても、下院議員の45%にあたる261人と上院議員の48%にあたる166人が地方の行政職を兼任していた³⁴⁾。

この提言の背景には、国会議員が地方の公職を複数兼任することにより、国会議員としての職務の遂行に支障を来す点に対する、委員会委員に共有された懸念があった。国会議員の責務はまず何よりも立法を行う事であり、立法過程で最も重要になってくるのが法案の審議である。2008年7月23日の憲法改正により、国会議員の法案審議における責任が増大したことに加えて、政府活動の監視や政策評価についても、法案審議と同様労力をかけるとなると、他の公職を兼任している国会議員としての責務を全うできない。欧州統合が進む中で、国会におけるEU関連の議題の取り扱いが増え続けていることもあり、国会議員の役割が拡大の一途をたどっている中で、国会議員が国会活動に専念することの重要性が改めて指摘された³⁵⁾。

公職兼任制度に関しては、ジョスパン委員会から二つの勧告が出されたが、法制化に至ったのは、上院・下院の議員および欧州議会議員と地方の行政職との兼任禁止のみとなった。一方、今回の公職兼任制度改革では、憲法改正を必要とする、閣僚と地方の公職との兼

任禁止については、再び法制化には至らなかった³⁶⁾。

2014年2月14日に制定された二つの法律（下院議員職と上院議員職と地方の行政職との兼任禁止に関する組織法と欧州議会議員職と地方の行政職との兼任禁止に関する普通法（Loi organique n° 2014-125 du 14 février 2014 interdisant le cumul de fonctions exécutives locales avec le mandat de député ou de sénateur, Loi n° 2014-126 du 14 février 2014 interdisant le cumul de fonctions exécutives locales avec le mandat de représentant au Parlement européen）によって改正された公職兼任に関する新しいルールにより、国会議員ならびに欧州議会議員が兼任不可となった地方の行政職は次の通りである。①市長、区長、助役②県議会議員、副議長③地域圏議会議員、副議長④市町村間協力組織の議会議員、副議長⑤コルシカならびに海外県の行政委員会委員長、委員、コルシカ議会議員、海外県の議会議員、副議長⑥メトロポールなど、法律によって作られたその他全ての地方団体の議会議員、副議長。

制限の対象となった公職を兼任している場合は、国会議員は30日以内に、より最近に就いた公職を離職しなければならない。これらの新しいルールは、国会議員については2014年、2015年に予定されていた地方選挙から適用されるはずだった。しかし下院議員については2017年6月の下院選挙から、上院議員については2017年10月の上院選挙からと、適用開始時期がオランダ政権の想定よりも大幅に遅れることになった。また欧州議会議員についても、2014年5月ではなく2019年5月の欧州議会選挙から適用されることとなった。

オランダ氏は、なぜ新たな公職兼任制度改革に踏み切ったのか、その理由を聞かれ、世論がそれを望んでいたからと次のように答えている。「兼任者が享受していた政治的地位および報酬のみならず、同一人物が政治権力を独占することで、特に女性や若者達の政治参加が阻まれるという理由で、公職兼任の慣習に対する世間の風当たりが強かった。」確かに2013年に週刊雑誌レクスプレスが行った世論調査でも、有権者の58%が、一人の市長が下院議員、または上院議員を兼任していることに対して反対していた³⁷⁾。

オランダ政権下で実施されたこの改革の影響は大きかった。38%以上の下院議員が2017年の選挙直後に、それまで兼任していた地方行政職を離れる必要があった。市長や県議会議員など、地方の行政職を維持し、下院議員職を諦める者もいた。上院議員（定数348、任期6年、3年毎に半分の議席が改選される）については、新法の適用を受ける議員の17%しか地方の公

職を選択せず(県議会議員:1人, 県議会副議長:1人, 市町村間協力組織の議会議員:1人, 市長:13人) その殆どが上院議員職を選んだ。2017年の上院選挙において非改選だった83人の上院議員が121の地方の行政職を離れた³⁸⁾。その内訳は, 市長が53, 市町村間協力組織の議会議員が19, 県議会議員または地域圏議会議員が6となっている。この改革により, 下院, 上院とも議員の男女比が変化した。上下両院とも, 女性議員の割合が史上最高(下院38.82%, 上院32%)となった³⁹⁾。最終的に, 国会議員で他の行政職を兼任している議員の割合は, 下院が5.5%, 上院は9%と大幅に減少した⁴⁰⁾。

3. 3 公職兼任の制限から公職の多選制限へ

2014年2月14日法以降, 公職をめぐる制度改革は, 同一人物が一度に複数の公職を積み重ねる「公職の数の制限」から, 何期にもわたって同じ公職を積み重ね続ける「多選の制限」へとその対象を移していった。公職の多選をめぐるのは, フランスにおいて長らく議論されてきたが, 制限に向けた動きが本格化したのは, オランダ政権の最終盤だった。

2017年春の大統領選で再選を目指していたオランダ大統領は, 2016年10月16日, 下院で開かれた討論会で, 「フランスの民主制と諸制度の将来のため必要な変革」について演説した。新たな政権に向けた公約の発表といえるその演説の中で, オランダ大統領は公職兼任制度改革の次に実現させたいこととして, 議員と地方の行政職の多選制限を挙げた。彼は次のように述べている。「私は, 議員と地方の行政職の任期を連続3期までに制限したい。～中省略～ 伝統ではないものの, フランスの歴史において議員のキャリアは格段と長くなってきた。しかし, それはもう過去の話である。」⁴¹⁾

大統領のこの日の演説の内容は, オランダ政権下で下院議長だったクロード・バルトロネ(Claude Bartolone)氏のイニシアティブで立ち上がったフランスの政治制度の未来を考える作業部会が提出した報告書『民主主義体制の建て直し』(Refaire la démocratie)の内容に基づいている⁴²⁾。

2017年春の大統領選でオランダ大統領の再選を阻んだのが, エマニュエル・マクロン(Emmanuel Macron)氏だった。彼もまたその選挙公約(『前進!』

En Marche!)で挙げた6つの政策プラットフォームのうち, 5つ目の「民主体制の刷新」を実現する具体策の一つに, 公職の任期を連続3期までに制限することを挙げていた⁴³⁾。フランスでは, 大統領の任期が

2008年7月23日の憲法改正により再選1回, 連続2期までに制限されたが, その他の公職の多選については制限されてこなかった。

マクロン大統領は2017年7月3日に下院で施政方針演説を行い, その中で, 民主体制の機能の見直し, 国民の政治に対する信頼の回復, そしてより効率的な国会の実現に向けた一連の改革案を発表した。国会に関する改革案を実現するために, 下院では当時の議長であるフランソワ・ド・リュジ(François de Rugy)氏が, 7つの作業部会を作り, さらにその内容を詰めていった⁴⁴⁾。この動きと並行して, エドゥアール・フィリップ(Edouard Philippe)首相が, 改革を成功させていくための協議を繰り返していった結果, 2019年8月28日に公職の多選制限に関する法案が閣僚会議に示された。政府案では, 下院議員, 上院議員, 欧州議会議員および地方の行政職に就いている者(市長, 区長, 県議会議員, 地域圏議会議員, そして課税権を有する市町村間協力組織の議会議員)の任期を連続3期までに制限することになっていた。人口9千人に満たない市町村の市長職および人口25,000人に満たない市町村間協力組織の行政職は, 制限の対象から外された。

フランスにおいて多選は, 政治権力が特定の人物に固定化するものの, 被選挙権や投票権の制約につながりかねないため, 法律で禁止することはタブー視されてきた。むしろ, 同一人物が特定の公職に長く就くことにより, 一貫した施策, 長期的政策の実現が可能になるなど, メリットが強調される傾向にあった。しかし, すでに3期以上連続して下院議員を続けている者が, 577人中3分の1にあたる204人⁴⁵⁾にのぼっており, 今回の改革への強い反発を予想して, 政府は, 同案の適用開始時期について, 過去にさかのぼらず, 現職を一期目とするとし, 妥協する姿勢を示した。2021年9月の時点では, 多選禁止法は未だ成立していない。

おわりに

第五共和制がスタートして半世紀以上が経った昨今, フランスはもがき続けている。景気の浮揚と雇用の改善を最優先課題として公約に掲げ, 2017年5月に第五共和制第八代目の大統領となったマクロン氏は, 大統領選挙の一ヶ月後に実施された下院選挙で, 彼が率いる「共和国前進」の大勝により, 議会多数派の支持を受けながら政権運営に着手した。しかし, マクロン大統領も, 二代前のサルコジ氏, そして前任者

のオランド氏と同様、低成長、高い失業率、財政赤字というフランスが長らく抱える問題を改善できていない。

マクロン大統領は、就任以来、法人税減税など企業活動を活性化させる政策を優先してきた。この政策が富裕層寄りと批判を受ける中、2019年1月に実施予定となっていた燃料税引き上げが、労働者層からの強い反発を招き、2018年11月からマクロン大統領の政策全般に抗議するデモへと発展した。このデモに参加した人々が黄色いベストを着用していたため、反マクロン運動は「黄色いベスト運動」と名付けられた。毎週土曜日に実施された抗議運動は約1年間続き、マクロン大統領の支持率は、大統領就任直後の64%から一時過去最低の23%にまで落ち込んだ⁴⁶⁾。現政権に対する有権者の不満は、マクロン大統領の任期中に実施された上院選挙、地方選挙全てにぶつけられた。上院選挙（2017年9月、2020年6月）ならびに地方選挙（2020年6月の市町村議会選挙、2021年6月の地域圏・県議会選挙）で、与党・共和国前進は全敗した。

2022年春に予定されている次期大統領選挙の前哨戦と位置づけられた、2021年6月に実施された統一地方選挙において、マクロン大統領率いる共和国前進の得票率は協力政党とあわせて約7%だった。地方に地盤がないことが響いたとはいえ、その結果は共和国前進の大敗だった。その上新型コロナウイルスの感染拡大を受けて候補者が十分な選挙活動を行えず、投票率は33.9%、さらに棄権率も65.7%と、政治に対する有権者の失望が顕著に表れた結果⁴⁷⁾となった。投票が政権党あるいは既成政党の政権運営全般に対する不信の意見表出手段と化し、投票率の低下で選挙の結果作り出された「多数派」自体の信頼性が損なわれるという悪循環が続いている。

フランス・アンフォ⁴⁸⁾のインタビューに対して、上院議長のジェラルール・ラルシェ（Gérard Larcher 共和党）は、2019年2月28日、黄色いベスト運動を受けて、公職兼任制度の制限緩和を検討する必要がある旨発言した。黄色いベスト運動の原因が、市民と地元の政治家との乖離にあるとして、必要なのは「身近な政治家の存在」であり、地元を根を張った国会議員の存在が重要であると説き、フランス人の47%が、地元の市長が中央の議員を兼任できることを望んでいるとする調査結果を示して、「公職兼任の慣習を手放しで擁護するわけではないが、制限の部分的な緩和について考えてみてはどうか」と呼びかけた⁴⁹⁾。

フランスの第五共和制の制度疲労に対する処方箋と

して、これまでサルコジ（保守）、オランド（革新）、マクロン（中道）とどの政権も、第五共和制の再生をスローガンに、第五共和制下で行政府に対して劣位におかれてきた立法府の機能強化を中心とした政治・行政改革を実行してきた。その一環として、フランスの中央集権体制を支えてきた公職兼任の慣習は、制限が強化されながら制度化されてきた。それぞれの公職に専念できる状態が作られ、より多くの幅広い層の市民が公職に就く機会が開かれていく、その先にフランスの真の民主体制の再生はあるのか。下院選挙が2017年以降実施されていない現段階でその成果を見極めることは時期尚早であろう。今は、これまで実施されてきた改革をふまえて、来春の大統領選挙に向けて各候補者が示すフランス第五共和制の持続可能な統治プランに注目したい。

注

- 1) フランスの政府体系は、国（État）、地域圏（広域自治体 région については定訳はないが、本稿では地域圏とする）、県（département）、市町村（commune）から成る。
- 2) 上院・下院議員で複数の公職を兼任している者の割合：イタリア16%、スペイン15%、イギリス13%、ドイツ10% 31/3/2017, <https://www.rfi.fr/en/france/20170331-end-dual-mandate-french-parliamentary-officials>
- 3) Yves Mény, *La corruption de la république*, Fayard, 1992, p.62.
- 4) Paul Alliés, “Les effets du cumul des mandats sur le personnel politique”, *Le Cumul des mandats et des fonctions: une réforme au Coeur de la modernization de la vie politique, Notes et études documentaires*, no.5085, La documentation française, 1998, p.65.
- 5) Pierre Grémion, *Le pouvoir périphérique*, Éditions du Seuil, 1976, pp.213-214.
- 6) 1995年より、地方の公職を兼任している国会議員のために、国会での定例会議は火曜日から木曜日の日程で組まれるようになったが、法案の審議が金曜日に実施されるため、国会議員の職務を完全にこなすためには、少なくとも火曜日から金曜日の期間はバりに滞在しなければならない。中央と地方の公職を完璧に行使することは物理的に難しい。Marie-Christine Steckel, “L’interdiction du cumul des mandats”, *Revue administrative*, no.313, 53, jan.-fév. 2000, p.81.
- 7) Marie-Christine Steckel, “L’intercontextuelles et politiques à un apparent consensus”, *Revue française de Science Politique*, vol.48, no.6, déc. 1998, p.760.
- 8) *Le Monde*, 25 nov., 1975.
- 9) *Le Monde*, 7 mai, 1997.

- 10) 1792年9月の国民公会は、「フランス共和国は単一にして不可分である」という決議を行った。これにより連邦共和制を唱えたジロンド派は、中央集権制を唱えたジャコバン派に敗北し、以後この決議がフランスの中央集権体制を支える大原則となった。
- 11) Jean-Pierre Worm, “Le préfet et ses notables”, *Sociologie du Travail*, juillet-septembre, 1966, p.249.
- 12) Albert Mabileau, “La démocratie locale”, *Les collectivités locales en France*, La documentation française, 1996, p.25.
- 13) Yves Mény, “Central Control and Local Resistance”, *Continuity and Change in France*, edited by Vincent Wright, George Allen and Unwin, 1984, p.203.
- 14) Jean-Louis Quermonne, *Le Gouvernement de la France sous la Ve République*, Dalloz, 1987, p.304.
- 15) Julien Dewoghélaère, Raul Magni Berton and Julien Navarro, “Cumul des Mandats” in Contemporary French Politics. An Empirical Study of the XIIe legislature of the Assemblée Nationale, Dec. 2006, *French Politics* 4(3), pp.10-11, https://halshs.archives-ouvertes.fr/file/index/docid/127906/filename/_Cumul_des_Mandats_in_Contemporary_French_Politics.pdf. (最終閲覧日 2021年9月5日)
- 16) フランス上院のHP, <https://www.senat.fr/role/senate.html#c632554>
- 17) Yves Mény, “Le cumul républicain: la démocratie réduite aux acquêts?”, *Revue politique et parlementaire*, No.991, nov.-déc. 1997, p.8.
- 18) 過渡期の措置として、1986年12月31日までは、3つ以上の公職を兼任している国会議員が新たな公職に就く、または再選される場合は、従来当該議員が保有していた公職の数を越える分の職を放棄しなければならない。1987年1月1日以降は、次の選挙以前に当該議員が保持していた公職の数よりも少ない数の公職しか兼任できない。
- 19) Albert Mabileau, “La limitation du cumul des mandats: illusion électoraliste ou modernization démocratique?”, *Annuaire de Collectivités Locales*, 1986, p.10.
- 20) Albert Mabileau, “La limitation du cumul des mandats: premiers effets à retardement”, *Les Cahiers du Centre National de la Fonction Publique Territoriale*, no. 28, juillet 1989, p.74.
- 21) Alliés, *op.cit.*, p.67.
- 22) *Programme de la campagne présidentielle*, 1995.
- 23) *Le Monde*, 20 juin, 1997.
- 24) *Le Monde*, 12 fév., 1998.
- 25) *Les collectivités locales en chiffres 2021*, Direction générale des collectivités locale, p.18.
- 26) *Ibid.*, p.21.
- 27) 市町村間単一目的・多目的事務組合、都市共同体、市町村共同体、広域都市共同体など。2010年に課税権を有する市町村間協力組織の数は2,611にまで膨らんだが、その後再編が進み、現在その種類は、メトロポール、都市共同体、都市圏共同体、市町村共同体、事務組合となり、数も1,253まで減少した。*Ibid.*, p.23.
- 28) 2015年5月30日から共和党に改名。
- 29) François Hollande, *Le Changement c’est maintenant, mes 60 engagements pour la France*, P.33. http://www.ps29.org/IMG/pdf/Projet_FH2012.pdf. (最終閲覧日 2021年9月5日)
- 30) Commission de rénovation et de déontologie de la vie publique, *Pour un renouveau démocratique*, p.54. www.vie-publique.fr/sites/default/files/rapport/pdf/124000596.pdf. (最終閲覧日 2021年9月5日)
- 31) *Ibid.*, p.56.
- 32) *Ibid.*, p.57.
- 33) *Ibid.*, p.61.
- 34) *Ibid.*, p.58.
- 35) *Ibid.*, p.59.
- 36) 2007年春の大統領選で勝利したサルコジ大統領は、選挙公約を実施するために、大統領就任直後に「第五共和制の諸制度の近代化と均衡回復に関する検討および提案委員会」(Comité de réflexion et de proposition sur la modernization et le rééquilibrage des institutions) を立ち上げ、憲法改正を中心とするフランスの政治・行政機構改革の検討と提言を諮問した。この委員会は、首相経験者で当時の与党国民運動連合(UMP)の重鎮、エドゥアール・バラデュール(Édouard Balladur)氏が委員長を務めたことから、通称バラデュール委員会とよばれる。同委員会から提出された報告書は、『より民主的な第五共和制』(*Une V^e République plus démocratique*)と題された。その中で、公職兼任制度については、国会の機能・権限の強化を目的とした議員の役割・職務の改善の項目において、国会議員の地方の行政職との兼職禁止が提言されている。しかし、この報告書に基づいて作成された憲法改正案にはこの提言は反映されず、結果サルコジ政権下では、公職兼任制度改革は見送られた。<https://www.vie-publique.fr/sites/default/files/rapport/pdf/074000697.pdf> (最終閲覧日 2021年9月5日)
- 37) *L’Express*, 5 juillet, 2021, https://www.lexpress.fr/actualite/politique/fin-du-cumul-des-mandats-et-si-c-etait-une-erreur_2154622.html (最終閲覧日 2021年9月5日)
- 38) Sylvain Brouard, LIEPP Policybrief, nov. 2017, <https://spire.sciencespo.fr/notice/2441/4fhd8q5hrf9s2ae3dutu69rl8o> (最終閲覧日 2021年9月5日)
- 39) <https://www.vie-publique.fr/eclairage/19374-le-cumul-des-mandats-electoraux-une-pratique-de-plus-en-plus-restreinte> (最終閲覧日 2021年9月5日)

- 40) *Le Parisien*, 8, fév. 2019, <https://www.leparisien.fr/politique/parlementaires-vers-un-retour-du-cumul-des-mandats-08-02-2019-8007714.php> (最終閲覧日 2021年9月5日)
- 41) 演説全文: <https://www.vie-publique.fr/discours/200671-declaration-de-m-francois-hollande-president-de-la-republique-sur-la> (最終閲覧日 2021年9月5日)
- 42) この報告書は2015年10月に公表された。バルトロロン氏と歴史家でパリ政治学院名誉教授のミシェル・ヴィノック (Michel Winock) 氏が共同主催者を務め、11名の下院・上院議員および12名の有識者で構成されたこの作業部会は、フランスの第五共和制の立て直しに向けた処方箋を打ち出した。2014年11月から2015年9月までの10か月間に17回会合をもち、その議論の内容は報道機関および下院のホームページ上で公開された。報告書には、代表制、政治参加、行政府の機能、国会、そして司法の5つのテーマに関して17の提言がなされた。たとえば、行政府については大統領の役割や任期 (再選なしの7年任期)、大統領選挙の時期の見直し (議会選挙の前から後へ移す) が含まれ、一方の立法府については、第五共和制憲法により大幅に縮小された権限や役割を見直し、立法府を強化し、従来の行政府による立法過程への関与を弱めることを主眼としたものが多かった。 https://www2.assemblee-nationale.fr/static/14/institutions/Rapport_groupe_travail_avenir_institutions_T1.pdf (最終閲覧日 2021年9月5日)
- 43) *En Marche!*, p.27, <https://storage.googleapis.com/en-marche-fr/COMMUNICATION/Programme-Emmanuel-Macron.pdf> (最終閲覧日 2021年9月5日)
- 44) 制限期数の明示はないものの国会議員の多選の禁止、憲法と組織法の改正、適用開始時期が提案されている, *première conférence des réformes propositions des groupes de travail*, Décembre 2017, pp.32-34, [vie-publique.fr/sites/default/files/rapport/pdf/174000852.pdf](https://www.vie-publique.fr/sites/default/files/rapport/pdf/174000852.pdf) (最終閲覧日 2021年9月5日)
- 45) *Franceinfo*, 8 juin, 2017, https://www.francetvinfo.fr/politique/moralisation-de-la-vie-politique/elus-faut-il-limiter-les-mandats_2228219.html (最終閲覧日 2021年9月5日)
- 46) 読売新聞, 2019年5月20日
- 47) *Le Monde*, 27 juin 2021.
- 48) *Franceinfo*: フランスの公共放送がスタートさせた放送とネット同時配信の24時間ニュース。
- 49) *Franceinfo*, 2 fév. 2019, https://www.francetvinfo.fr/politique/cumul-des-mandats/video-cumul-des-mandats-gerard-larcher-veut-que-le-debat-soit-rouvert_3211163.html (最終閲覧日 2021年9月5日)